

一へ移行し、設置して4～5年は部品の取り替え・修理も不要である上、さらに、点検時に風力計を使用することによりブロワーの機能低下等を確認することができるため、毎月点検を行う理由にはならない。

2. 7条及び11条検査の目的と実施時期について

(提案内容)

- 7条検査を適正施工確認のための検査とする。(目的の変更)
- 7条検査の実施時期は設置完了前までの間とする。
- 現状の7条検査は、11条検査として使用開始月の7ヶ月後から3ヶ月の間に行う。

(提案理由)

- 浄化槽法は適正施工を前提に7条検査制度を規定している。しかしながら、7条検査の結果では雨水管の繋ぎ込み、本来接続しなければならない排水管の未接続、放流水の逆流、浄化槽の傾き等明らかに施工ミスと思われる事例が相当数ある。現状では不適正な施工が半年以上経過して発見されるため、設置者と施工業者とのトラブルの原因となり、修理されないまま放置されたり、修理する場合には設置者の費用負担も大きくなる。そしてこのことが設置者の不信感にも繋がる。

従って、7条検査を適正施工確認のための検査とし、実施時期は設置完了前までの間とする。

- 上記にかかわらず、現状の7条検査の意義を否定するものでない。現状の7条検査は、11条検査として保守点検、清掃との有機的な連携を考慮して、使用開始月の7ヶ月後から3ヶ月の間に行う。(表3)

3. 清掃の技術上の基準の強化について

(提案内容)

- 清掃作業の実施に濃縮車の使用を奨励する行政指導を行う。
- 省令第3条第11号「---張り水には、水道水等を使用すること。」を「---張り水には、濃縮処理水等を使用すること。」に改める。

(提案理由)

- 単独処理浄化槽が廃止になり、現在設置される浄化槽はすべて合併浄化槽になったこともあり、浄化槽汚泥は増加の一途をたどっており、一部の

処理施設では投入を制限する現象もみられる。一方、浄化槽汚泥は、化学物質等の汚染がなく良質な有機資源としてリサイクルが期待されている。濃縮車の使用は汚泥の処理及びリサイクルを行う上でも好都合である。

- 浄化槽清掃後の張り水には、顧客の水道水等を使用しているが、使用量が多く、設置者に負担をかけることになり、作業性等にも問題がある。濃縮車を使用する場合、60%の処理水が生成される。処理水の張り水としての利用は、省資源と浄化槽の立ち上がりを早める効果が期待できる。

(表 1)

省令第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の現状条文と要望条文 (案)

現 状 条 文	要 望 条 文 (案)
<p>第 6 条 みなし浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。(表 1. 1)</p> <p>2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。(表 1. 2)</p> <p>4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。</p>	<p>第 6 条 みなし浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回とする。(表 1. 1)</p> <p>2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回とする。(表 1. 2)</p> <p>4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、定期点検時に行うものとする。</p>

(表 1. 1)

処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期 間
全ばっ気方式	一 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が 301 人以上の浄化槽	一月
分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式、	一 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が 301 人以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月

(表 1. 2)

処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期 間
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	一 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整槽を有する浄化槽 (一に掲げるものを除く。)	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月

(表 2)

1 2 回点検の利益構造

年間点検回数	料 金		1 万基契約時 の年間売上げ
	1 回あたり	年 間	
3 ~ 4	3 千円	1 万 2 千円	1 億 2 千万円
1 2	2 千円	2 万 4 千円	2 億 4 千万円

(表 3)

業務連携について

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作 業 名	清掃	○											
	保守 点検			△				△				△	
	法定 検査								11 条検査				

清掃

- ①目的 放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の機能を回復する作業。
- ②清掃月の設定 清掃の月は「使用開始月」より12ヶ月後の1月とする。

保守点検

- ①目的 浄化槽の機能維持を目的とする作業。
- ②点検月の設定 保守点検の月は「清掃月」より2ヶ月後に設定し、その後は4ヶ月毎（省令回数）に、法定通りの設定とする。

法定検査

- ①目的 良好な水質維持のため適正な対処方法を保守、清掃業者に具体的に指示し、機能維持、回復を図る。
- ②検査月の設定 7条検査の月は設置完了前までの間とする。
11条検査の月は「清掃月」より毎年7ヶ月後の8、9、10月の3ヶ月の間とする。